

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区大森中三丁目19番9号

氏名 有限会社金剛運輸  
代表取締役 金剛寺 修司

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 元年 8月 1日

許可の有効年月日 令和 8年 7月31日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上16種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず

（以上5種類）

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都大田区大森中三丁目19番9号 面積：268.85㎡ 最大保管高さ：2.85m

産業廃棄物の種類	保管量
燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類	ベール缶40個 :0.8㎡
廃プラスチック類、金属くず	カゴ台車1台 :1.2㎡
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず（クリーニング業から排出されるものに限る。）	パレット1枚 :1.4㎡
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（クリーニング業から排出されるものに限る。）	ドラム缶21本 :4.2㎡
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず（カートリッジフィルターに限る。）	パレット3枚 :4.5㎡
	保管量合計 :12.1㎡

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入・搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 元年 8月 1日 新規許可

令和 元年 8月 1日 更新許可 第6回

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都